弘前大学長　殿

誓　約　書

私は，弘前大学（以下「本学」という。）の学生交流協定に基づく交換留学（派遣）（以下「派遣留学」という。）応募及び参加するにあたり，次の各事項について遵守することを誓約します。

なお，誓約事項に反した場合は，派遣留学生の資格を取り消されたり，本学の支援を受けることができなくなっても意義を申し立てません。

1. 本学の学生としての自覚と責任感をもって行動し，留学先大学において学業に精励すること。
2. 派遣留学候補者として決定後は，本学が正当と認める理由以外での辞退並びに派遣期間及び派遣先の変更はできないこと，最終的な留学許可の決定権は派遣先大学にあり，派遣留学候補者として決定した後でも，派遣先大学から受入が許可されなければ派遣できない場合があることを理解したうえで申請すること。
3. 派遣先の国・地域で適用される各種法令・社会規範等，留学先大学の規則及び指導を遵守すること。薬物，武器及び模造品の購入・所持や使用並びに飲酒年齢については，留学先の国・地域で適用される各種法令のみならず，日本国の法令で禁止されているものについても決して行わないこと。
4. 派遣期間中は常に安全の確保に努め，危険と判断される場所には近づかないこと。災害，暴動，テロ，事故，疾病，怪我，盗難及び犯罪などによる損害について，自己の責任とし，本学に対し一切の責任を問わないこと。また，自らの行動に起因する対物・対人の賠償については，全ての責任を負うこと。
5. 派遣先の国・地域において，災害，暴動，テロ，治安の悪化及び衛生状況等に問題が生じた場合，本学や派遣先大学，日本国または当該国の関係機関から渡航延期あるいは早期帰国の指示があった場合は，速やかにこれに従うこと。
6. 渡航前に海外旅行傷害保険に加入すること。派遣先大学から現地保険に加入することを求められた場合は双方の保険に加入すること。
7. 派遣先では自動車及びオートバイの運転並びに海外旅行傷害保険で補償されない活動は行わないこと。
8. 派遣留学に必要な諸手続き（各種書類の作成，パスポートの取得，留学費用の支払等）は事前に十分確認し，自らの責任において遅滞なく行うこと。
9. 渡航前から帰国まで本学担当者と定期的に連絡を取り，近況報告などを行うこと。病気等，やむを得ない事情で期間変更，途中帰国などが必要な場合は，必ず事前に保証人及び本学担当者に相談すること。
10. 派遣留学終了後は，必ず帰国し本学での学業を継続すること。また，提出期間内に，所定の報告書等を本学に提出すること。
11. 派遣留学終了後，最終試験日から２週間以内に帰国すること。
12. 派遣留学に必要な諸手続きや緊急時の対応のために，本学へ届け出た私自身及び保証人の個人情報を本学が利用することに同意すること。

以上

年　　　　　月　　　　　日

所属学部／研究科：

学籍番号：

学生氏名：（自署）

上記学生が，誓約の上，派遣留学することを承認します。

【保証人】

氏名：（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学生との関係：）

住所：〒

電話番号：（自宅）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

メールアドレス：